

利益相反管理方針の概要

長野銀行（以下「当行」といいます）または当行のグループ会社は、顧客保護等管理の一環として利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行いたします。

1 対象取引の特定

金融取引において、利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます）のうち、次に該当する取引を特定し管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもと、当行または当行のグループ会社が利益を得ている状況が存在すること
- (2) 上記(1)の状況が、お客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

2 利益相反管理体制

- (1) 適正な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理統括部署を設置し、当行グループ会社全体の情報を含めて集約するとともに、対象取引を特定し一元的に管理いたします。
- (2) 対象取引の管理方法として、次に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じます。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- (3) 対象取引の管理を適切に行うため、職員への研修・教育を実施し、周知徹底いたします。
- (4) 利益相反管理の対象となる会社の範囲
利益相反管理の対象となるのは、当行および以下のグループ会社といたします。
 - ① 株式会社ながぎんリース
 - ② 長野カード株式会社
 - ③ 株式会社ながぎんビジネスパートナーズ

以上につき、ご不明な点がございましたら、お近くの営業店またはお客様サポート室（フリーダイヤル 0120-973-345）までご連絡ください。